

16. 広がるネット犯罪

1 子どもが使うネット端末

●パソコン

パソコンの普及が進み、多くの家庭でネットにつながったパソコンが使われるようになりました。家庭によっては一人1台の環境もありますが、子どもが使うパソコンは居間など、家族が集まる場所に置き、有害サイトへのアクセスを遮断するフィルタリングのサービスを導入しましょう。また、定期的に保護者が履歴をチェックすることも大切です。

●ケータイ（携帯電話）

子どもたちがケータイを使ってどのようなサイトにアクセスしているかは、保護者にとってよくわからないのが実情です。そのため、ケータイを使うルールを家族で話し合い、約束を守るようにしましょう。ルールはケータイを与える前に、しっかりと話し合うことが大切です。

●ゲーム機

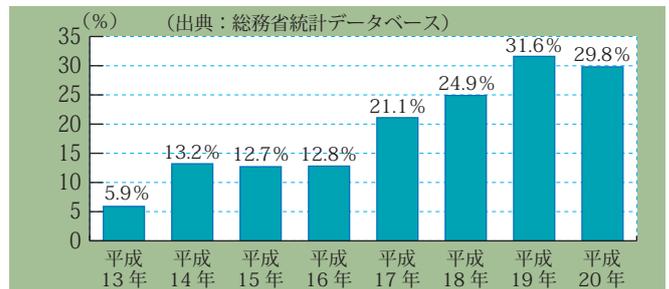
意外かもしれませんが、最近のゲーム機はネットに簡単につながって、ネットにアクセスや書き込みなどが自由にできるようになっています。ゲーム機を買ったら、最初に保護者が「ペアレンタルモード」からネットへのアクセスの制限をして、子どもが安全に使えるようにしてから使わせましょう。

2 ケータイ・ルールの例

- ケータイは保護者が契約をして、子どもに貸し与えているもの。
- 困った時には親に言う。
- ケータイは扱い方を間違えると相手を傷つける刃物と同じだから、使い方に注意する。
- ケータイを使う時間や場所、場合を決める。
- 充電器は居間に置いて時間（例えば午後10時）が来たら差し込む。
- 家にいるときはケータイではなく、家の電話を使う。
- 誰にメールや電話をしているか聞かれたら答える。
- フィルタリングを設定する。
- 個人情報を書き込むときは保護者の許可を得る。
- ダウンロードをする際には保護者の許可を得る。
- 知らない人からのメールには返信をせず、親に見せる。

- チェーンメールは無視し、親に見せる。
- 掲示板・チャットは使わない（使う場合、人を傷つける言葉や自他の個人情報を決して書かない）。
- ブログ・プロフには個人情報を載せずに、親に所在を知らせる。
- 著作権や肖像権を守る。
- 公共施設での決まりを守る。

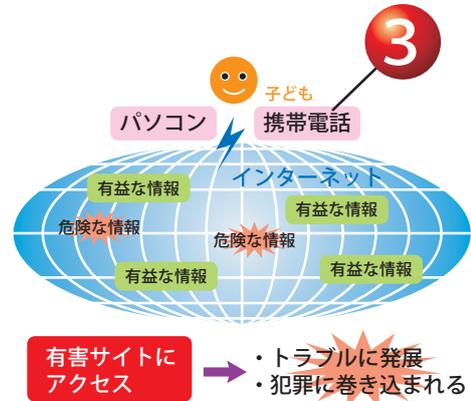
3 6～12歳の携帯電話利用率の推移



16 広がるネット犯罪

1 メールいじめ、掲示板での誹謗中傷

2 社会の情報化は子どもたちの生活も大きく変えようとしています。パソコンや携帯電話の普及によって子どもたちはインターネットに簡単にアクセスできるようになりました。インターネットは学習や生活に役立つ情報を閲覧したり調べたりして有益な情報が得られる反面、危険で有害な情報も多く含まれています。子どもたちが安易に有害なサイトにアクセスして犯罪に巻き込まれるケースも増えてきています。インターネットの問題として、まずこのような危険な情報に子どもたちが簡単に触れてしまうということが挙げられます。とりわけ、携帯電話の普及によって子どもたちがどのようなサイトにアクセスしているのか見えにくくなっているのも問題を大きくしている理由の一つです。



4 いわゆる出会い系サイトに関する事

件の検挙数・被害者数の推移 (平成21年 上半期)

出会い系サイトでの被害者数は平成19年から減少の傾向にある(平成20年12月より出会い系サイト規制法が施行された)。

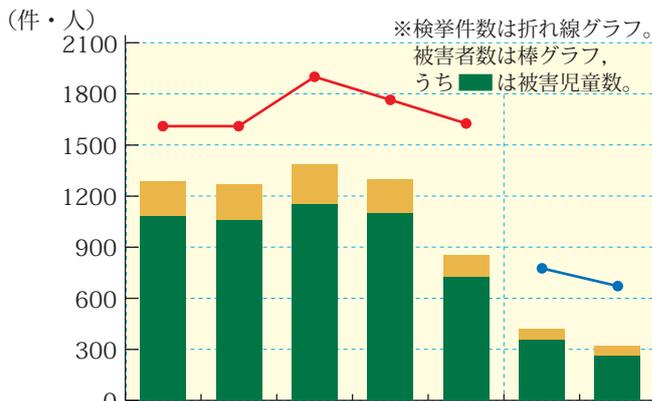
しかし、警察庁の調べによると、出会い系サイト以外のサイトでの犯罪被害(児童買春・児童ポルノ法違反, 青少年保護育成条例違反, 児童福祉法違反及び重要犯罪*)にあった児童数は、平成20年度で792名に達している。

また、平成21年度上半期の段階で被害にあった児童数は545名(*と同様の犯罪種)に達しており、同時期の出会い系サイトでの被害児童数である260名(*と同様の犯罪種)を上回っている。

※ここでの児童とは18歳未満の高校生まで。
(参考:「警察庁 サイバー犯罪対策」

<http://www.npa.go.jp/cyber/statics/index.html>)

出会い系サイトに関係した事件の検挙件数等



	H16	H17	H18	H19	H20	H20 上半期	H21 上半期
検挙件数	1,582	1,581	1,915	1,753	1,592	777	644
被害者数	1,289	1,267	1,387	1,297	852	420	319
うち被害児童数	1,085	1,061	1,153	1,100	724	356	265

5 「出会い系サイト規制法」について

●出会い系サイト規制法の目的

この法律は、出会い系サイトの利用に起因する児童買春その他の犯罪から児童を保護し、もって児童の健全な育成に資することを目的としています。この法律における「児童」とは、18歳未満の少年少女のことです。

●出会い系サイト(インターネット異性紹介事業)の定義

この法律では、出会い系サイト事業を「インターネット異性紹介事業」と呼んでいます。「インターネット異性紹介事業」とは、以下の4要件をすべて満たす事業をいいます。

- ・面識のない異性との交際を希望する者(異性交際希望者といいますが)の求めに応じて、その者の異性交際に関する情報をインターネット上の電子掲示板に掲載するサービスを提供していること。
- ・異性交際希望者の異性交際に関する情報を公衆が閲覧できるサービスであること。
- ・インターネット上の電子掲示板に掲載された情報を閲覧した異性交際希望者が、その情報を掲載した異性交際希望者と電子メール等を利用して相互に連絡することができるようにするサービスであること。
- ・有償、無償を問わず、これらのサービスを反復継続して提供していること。

●出会い系サイトを利用する方に関する事項

出会い系サイトの掲示板に児童を相手方とする異性交際を求める書き込みをすること(禁止誘引行為)は禁止されています(第6条)。

出会い系サイトの掲示板に児童を性交の相手方とする交際を求める書き込みをした人や、児童を相手方とする金品を目的とした異性交際を求める書き込みをした人は、処罰の対象となります。児童が出会い系サイトを利用することは認められていません。

●出会い系サイトを運営する方(インターネット異性紹介事業者)に関する事項

出会い系サイトを運営する方は、届出、利用者が児童でないことの確認、禁止誘引行為に係る書き込みの削除等の義務があります(第3条, 第7条から第14条まで, 第16条)。

●プロバイダ等(出会い系サイトに必要な電気通信役務を提供する事業者)及び保護者に関する事項

プロバイダ等の方は、フィルタリングサービスの提供等に努めなければならないこととされています(第3条第2項及び第3項)。

児童の保護者の方は、フィルタリングサービスの利用等に努めなければならないこととされています(第4条)。

(出典:「危ない出会い系サイト」 警察庁
<http://www.npa.go.jp/cyber/deai/index.html>)

規程表(62a) 情報通信ネットワーク上で子どもがどのような犯罪に巻き込まれるかを知り、犯罪が生まれる情報社会の特性について理解している。

- ねらい
- ①出会い系サイトの実態と危険性について説明できる。
 - ②ネットオークションなどでのトラブルについて具体的な事例を説明できる。
 - ③掲示板やメールの特性や、個人情報の流出などの危険性について説明できる。
 - ④ネットを利用した不正請求についての対処方法を説明できる。
 - ⑤掲示板での誹謗中傷や、メールによるいじめについて具体的な事例を説明できる。

16

4

5

ネットワークの危険性とトラブルへの対応

いわゆる「出会い系サイト」には不特定多数の人間がアクセスします。子どもたちが興味本位でアクセスすると、悪意ある者から言葉巧みに誘われたり連れ出されたりしてしまふことがあります。その際、ネットワークの匿名性を悪用して別人になりすまして子どもたちに近づき信用させる手口もよく使われます。インターネットにはこのような危険な面があることを子どもたちに周知徹底することが大切です。

また一方で、インターネットではメールのように個人宛に送ったり、掲示板のように書き込みを不特定多数の人に公開したりすることもできます。コミュニケーションツールを安易に使うと、「ネットいじめ」や「学校裏サイト」での人権侵害を引き起こすケースも考えられます。このようなことを防ぐためには、学校や家庭、地域の三者がそれぞれに情報モラルの指導を実施するとともに、万一このような事件が発生したときには、場合によっては警察に通報することなどを含めて、三者が連携して取り組む必要があります。問題が発生した場合の緊急対応マニュアルをあらかじめ作成しておくことも大切です。



ビデオ教材(ビデオ→広がるネット犯罪)

※ビデオを見てネットワークの特性とネットいじめの関係について整理してみましょう。

Column

情報モラルは、日常生活の中で私達が守っているルール「他人に迷惑をかけない」「他人を傷つけない」など、当たり前のことをそのままネットワーク社会に置き換えたもので、人権教育とも関連しています。そして、こうしたモラルに対する教育は日常生活の中でも行えるものです。また、情報モラルとネットワークの特性(「不特定多数の人がいる」「匿名性が高い」「誰もが情報発信できる」など)の関係について地域や学校で話し合ってみるとよいでしょう。

6 ネット犯罪（サイバー犯罪）とは？

【電磁記録を対象とした犯罪】

- ・コンピュータシステムの機能を阻害する犯罪
- ・コンピュータシステムを不正に使用する犯罪

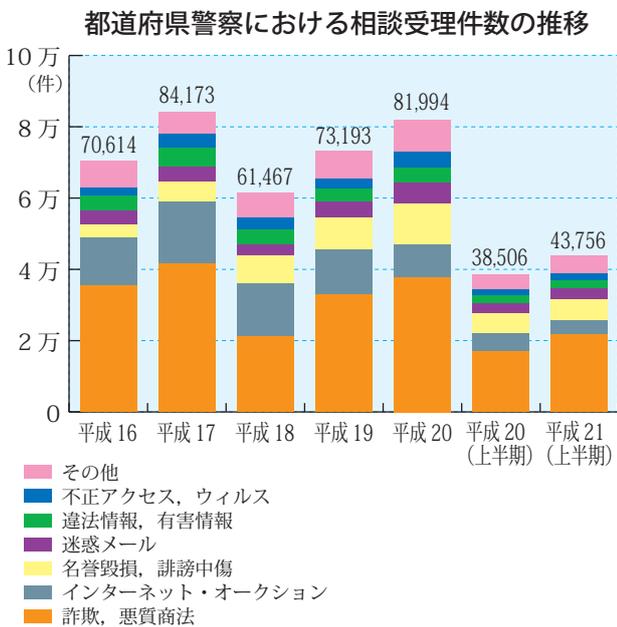
【ネットワーク犯罪】

- ・インターネット等を利用したわいせつ画像，児童ポルノの販売，頒布
- ・インターネット等を利用した覚せい剤，けん銃，著作権を侵害した物等の違法な物品の販売
- ・電子メールや電子掲示板を利用した脅迫，名誉毀損等の行為
- ・インターネット等を利用したねずみ講，賭博等の勧誘

【不正アクセス行為】

- ・他人の ID・パスワードを使い他人になりすまし，アクセス制御されているコンピュータを不正に使用する行為
- ・他人の ID・パスワード等を提供する行為等をいいます。

● ネット犯罪の推移



(出典：平成 21 年上半期のサイバー犯罪の検挙状況等について／警察庁)

7 警察に寄せられる相談

事例 ホームページに自分の個人情報や悪口が掲載された

対応策

ホームページや掲示板に，自分の個人情報や悪口が掲載されている場合，掲示板の管理者や掲示板を運営しているプロバイダ等に，内容の削除依頼または相談をしてください。

さらに，掲示板等に誇示情報等を掲載されたことにより，社会評価が害された（名誉を毀損された）と考えられる場合には，弁護士等に損害賠償請求を相談するなど，法的手続きも検討してみてください。

また，名誉毀損等の犯罪として被害を届け出る場合には，最寄りの警察署または都道府県警察サイバー犯罪相談窓口をご利用ください。

子どもが巻き込まれやすいネット犯罪

子どもが巻き込まれる実態と防止策

情報社会の進展に伴い，ネットワークを悪用した犯罪も増加の一途をたどっています。このようなネット犯罪に子どもたちが巻き込まれる例も増えてきています。まず，子どもたちがネット犯罪の被害に遭う場合ですが，生命の危険や性的被害など身体に関わる被害や金品を詐取される経済的被害，さらには人権を侵害される精神的被害の3種に分けて考えてみましょう。

身体的被害に遭う例として出会い系サイトへのアクセスが考えられますが，最近では携帯のゲームサイトや SNS などのいわゆるコミュニティーサイトでのアクセスでも，なりすましによる身体的被害に遭う事件が報道されています。経済的被害としては不正請求やオークション詐欺，ID とパスワードを詐取されるフィッシングの被害などが報告されています。精神的被害（一人権侵害）の事例としては「学校裏サイト」への書き込みやメールによるいじめ，掲示板への個人情報の暴露や中傷，出会い系サイトへののち上げなどが報告されています。

▼ 子どもが遭うネット犯罪の被害の分類



それぞれの被害の特性を理解しよう！

